別表第四

平成26年度	1.001
平成27年度	0.999
平成28年度から平成30年度まで	0.993
平成31年度	1.003
平成32年度	1.009
平成33年度	1.016
平成34年度及び平成35年度	1.018
平成36年度及び平成37年度	1.020
平成38年度	1.018
平成39年度	1.015
平成40年度以降	1.013

別表第五

平成27年度から平成29年度まで	0.992
平成30年度	0.993
平成31年度から平成38年度まで	0.994
平成39年度から平成41年度まで	0.993
平成42年度	0.992
平成43年度	0.991
平成44年度	0.990
平成45年度	0.989
平成46年度	0.988
平成47年度	0.987
平成48年度	0.986
平成49年度から平成51年度まで	0.985
平成52年度から平成55年度まで	0.984

別表第六

平成27年度から平成29年度まで	0.992
平成30年度	0.993
平成31年度及び平成32年度	0.994

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２４２号

仙台市泉区長命ケ丘４丁目24―８　コーポ英207、住民票上の住所仙台市青葉区中山４丁目２番31号　クレセール中山105

債務者　菅野　　健

1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　清史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４４４号

仙台市若林区中倉２丁目25番20号　コロ―レ中倉106、従前の住所仙台市泉区高森２丁目１番地の46　パークハウス高森ヒルズＢ702

債務者　加藤真奈美（旧姓小野寺）

1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　憲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月５日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４８０号

仙台市青葉区東照宮２丁目３番５号　ルミナス東照宮101

債務者　佐々木礼子

1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５９８号

神戸市中央区熊内町７丁目１番５号　メゾン新神戸404号室、従前の住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野206番地の３

債務者　尾﨑　　聡

1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　嘉章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２１号

広島市西区井口１丁目１番26―302号

債務者　小坂　真澄

1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２２号

広島市西区井口１丁目１番26―302号

債務者　小坂　里美

1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２５号

愛媛県松山市三町２丁目８番２号　三町団地２棟224号

債務者　吉村　修造

1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石光　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
松山地方裁判所民事部